

障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画について

1 障害者計画とは

障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づき、東松山市における障害者のための施策に関する基本的な事項を定める計画です。

現在は、第三次市民福祉プラン後期計画（計画期間：令和 4 年度～令和 8 年度）が該当します。

2 障害福祉計画とは

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）第 88 条の規定に基づき、東松山市の実情を勘案し、障害福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保や各年度における各種障害福祉サービスの見込み量などについて定める計画です。

現在は、令和 6 年 3 月に策定した第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画（計画期間：令和 6 年度～令和 8 年度）が該当します。

なお、障害福祉計画は障害者総合支援法第 87 条に規定される厚生労働大臣が定める基本指針に即して定めることとなっています。

3 障害児福祉計画とは

児童福祉法第 33 条の 20 の規定に基づき、東松山市の実情を勘案し、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保や各年度における各種障害児通所支援及び障害児相談支援の見込み量などについて定める計画です。

障害福祉計画と一体となって作成することができ、障害福祉計画と同様に基本指針に即して定めることとなっています。

4 市政における位置付け

市政運営の最上位計画である「第五次東松山市総合計画後期基本計画」の健康福祉分野における個別計画に位置付けられます。

5 今後の計画の期間（予定）

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
福祉プラン		第二次市民福祉プラン											第三次市民福祉プラン									
前期・後期		前期計画					後期計画					前期計画					後期計画					
障害福祉計画	第 1 期		第 2 期			第 3 期			第 4 期			第 5 期			第 6 期			第 7 期				
障害児福祉計画													第 1 期			第 2 期			第 3 期			

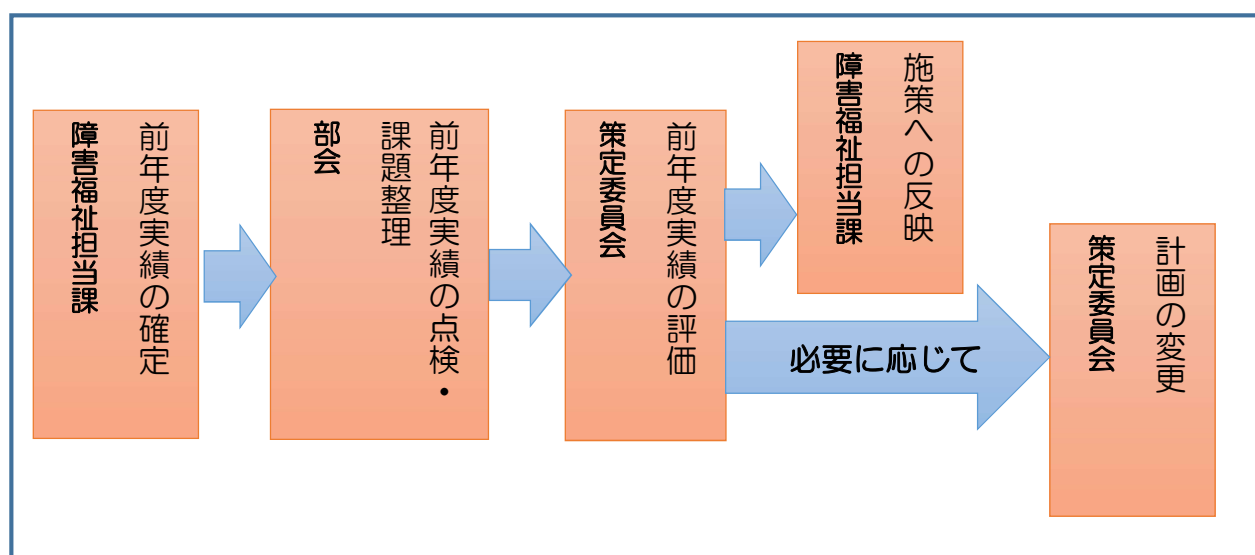
計画の点検及び評価

この計画の点検及び評価は、計画を策定する東松山市障害者計画等策定委員会及び東松山市地域自立支援協議会にて行います。

東松山市障害者計画等策定委員会による点検及び評価

障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定、変更等を所掌事務とする東松山市障害者計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）では、実務担当者で構成される部会にて各年度の実績について点検し、課題を整理した上で、策定委員会で評価を行います。また、必要に応じて、計画の変更について審議します。

図5 策定委員会における点検及び評価のフロー



（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 14頁より）

令和6年度～令和8年度【第四次市民福祉プラン、第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画策定】想定スケジュール

項目	R6年度		令和7年度				令和8年度			
	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3
事業者募集			仕様書作成・入札 →	計画策定支援業務の委託 →						
基礎調査（当事者1,000人）					→					
市民アンケート（250人）					→					
中学生アンケート（730人）					→					
その他アンケート／ヒアリング ※市が実施			→							
施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ				→				→		
障害福祉サービスの推進方策の検討								→		
部会			第1回 4月末に実施	第2回 7月末か8月頭に実施		第3回 1月頭に実施				
策定委員会	基礎調査内容の検討・決定 基本理念の検討 →		市民福祉プラン前年度実績評価 第三次市民福祉プランの暫定評価 →		障害福祉計画・障害児福祉計画 前年度実績評価 第四次市民福祉プラン施策体系の整理 →		基礎調査結果報告 素案の検討 →		計画案の検討 →	
		第1回 5/27（火）	第2回 8/27（水）・28（木）・29（金） キャンセル待ち 9/5（金）PM予約済		第3回 2/9（月）・10（火） キャンセル待ち 2/12（木）PM予約済		任期			最終案の確認 →
計画策定								計画素案	計画案	パブリックコメント → 最終案

第四次市民福祉プラン策定に係る中学生アンケート質問事項

※中学2年生へタブレット端末により実施予定

問1 家庭や地域など、学校以外のあなたの生活の中で、身近に障害のある人はいますか。(○は1つ)

- | | |
|-------|--------|
| 1. いる | 2. いない |
|-------|--------|

問2 あなたは家族以外で障害のある人との関わり（交流）がありますか、または、ありましたか。(○はいくつでも)

- | |
|-----------------------|
| 1. 友人として付き合いがある |
| 2. ボランティア活動で交流したことがある |
| 3. 学校の活動で交流したことがある |
| 4. 学校で一緒だったことがある |
| 5. あいさつをすることがある |
| 6. まちで見かけることがある |
| 7. 関わったことはない |
| 8. その他 () |

問3 あなたが今後、障害のある人と交流したり、障害のある人を支援したりするには、どのようなことが必要ですか。(○はいくつでも)

- | |
|----------------------|
| 1. 十分な情報／情報提供の充実 |
| 2. ボランティアなどの仲間づくりの機会 |
| 3. 市民の意識を高める工夫 |
| 4. 障害のある人と出会う機会 |
| 5. 参加しやすいイベントの開催 |
| 6. 地域や学校での福祉教育 |
| 7. その他 () |

問4 災害などのとき、あなたは障害のある人に対して何か支援ができると思いますか。(〇はいくつでも)

1. 地震や火事、豪雨など、災害がおきたことを知らせる
2. 安否確認を行う(無事であるか確かめる)
3. 避難の手助けをする
4. 避難の際に、声かけなどを行う
5. その他()
6. 何かできるとは思わない
7. わからない

問5 障害のある人が地域や社会により積極的に参加するために、特に大切なことは何だと思いますか。(主なもの〇は3つまで)

1. 障害のある人が参加しやすい地域活動やイベントなどの機会を増やすこと
2. 幼稚園、保育園、学校等で、障害のある人となない人がともに同じ場所で学ぶこと
3. 障害のある人が使いやすい場を整備すること
4. 移動が困難な人に配慮して、交通機関や道路を整備すること
5. 地域や社会が障害や障害のある人に対する理解を深めること
6. より多くのボランティアを育成すること
7. 障害者本人やその家族同士が協力しあうこと
8. その他(具体的に:)
9. 特にない

問6 障害のある人が地域でより安心して生活していくためには、何が必要だと思いますか。(主なもの〇は3つまで)

1. 市民が(地域住民が)、障害のある人について理解できるよう、学習や交流の機会をつくること
2. 市民に対して(地域住民に対して)広報などで障害や障害のある人について情報提供していくこと
3. 障害のある子どもがもっと普通の学校に通えるようにすること
4. 障害のある人が働くことのできる場をつくること
5. 障害のある人が行きたいところへ手軽に外出することができるようなまちづくりをすること
6. 障害のある人が、市や地域活動に積極的に参加できるよう体制を整えること
7. わからない
8. 特に必要ない
9. その他()

問7 障害に関連する言葉や用語、計画などをあなたはどれくらい知っていますか。
(ア～エにつき、それぞれ○は1つ)

	言葉の内容や特徴を知っている	名前は聞いたことがある	知らない
ア. 埼玉県思いやり駐車場制度 (パーキング・パーミット制度)	1	2	3
イ. 障害者差別解消法 (※)	1	2	3
ウ. 合理的配慮の提供	1	2	3
エ. 電話リレーサービス	1	2	3

※障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

当事者向けアンケートと表現を統一

問8 障害のある人に関係するマークについておたずねします。(○は1つ)

① 障害者のための国際シンボルマーク (色：青地に白)



1. 意味を知っている
2. 見たことはあるが、意味は知らなかった
3. 見たことがない

障害のある人々が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す世界共通の国際シンボルマークです。使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。なお、このマークは、すべての障害者を対象としたもので、とくに車イスを利用する障害者に限定し使用されるものではありません。マークの使用や著作権については、(財)日本障害者リハビリテーション協会が管理しています。

② 身体障害者補助犬啓発マーク (色：青)



1. 意味を知っている
2. 見たことはあるが、意味は知らなかった
3. 見たことがない

補助犬を啓発するために“補助犬”を受け入れる店の入り口などに貼るマークです。“補助犬”とは、身体障害者補助犬法で定められた「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」の3種類を言います。一般のペットとは異なり、他人に吠えないなど“補助犬”としての能力を認定された犬だけが“補助犬”と認められます。不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、受け入れが義務づけられています。このほかにも様々なデザインのシールが、補助犬受け入れの表示マークとして使われています。

③ 聴覚障害者シンボルマーク（色：緑）



1. 意味を知っている
2. 見たことはあるが、意味は知らなかった
3. 見たことがない

耳の不自由な方が、自分の耳が不自由であることを表すのに使用します。また、自治体、病院、銀行などがこのマークを掲示し、耳の不自由な方から申し出があれば必要な援助を行うという意思表示に用います。

④ オストメイトマーク（色：黒地に白）



1. 意味を知っている
2. 見たことはあるが、意味は知らなかった
3. 見たことがない

オストメイト（人工肛門・人工膀胱（ぼうこう）を保有する方）を示すマークで、日本オストメイト協会が提唱しています。オストメイト対応であることを示すために、トイレの入口に表示するものです。なお、「オストメイト対応トイレ」とは、排泄物の処理、腹部の人工肛門周辺皮膚やストマ用装具の洗浄などができる配慮がされているトイレです。

⑤ 「ハート・プラス」マーク（色：青地に白、ハートと十字は赤）



1. 意味を知っている
2. 見たことはあるが、意味は知らなかった
3. 見たことがない

心臓疾患などの内部障害があることを示すシンボルマークで、ハートプラスの会が提唱しています。身体に「内部障害・内部疾患」というハンディキャップがあっても、外観からは判らないため、「内部障害者」は、まだ社会に十分に理解されていません。電車の中や職場、スーパーなどいろいろな場所で、「辛い、しんどい」と声に出せず我慢している人がいます。そのような方々の存在を視覚的に示し、理解の第一歩とするため広く利用を呼びかけています。

⑥ 盲人を表示する国際マーク（色：青地に白）



1. 意味を知っている
2. 見たことはあるが、意味は知らなかった
3. 見たことがない

世界盲人連合（WBU）が定めた世界共通の国際シンボルマークです。WBUでは『このマークを手紙や雑誌の冒頭に、あるいは歩行用に自由に使用してよい。色はすべて青にしなければならない』としています。このマークが付いた歩行者用信号ボタンのある横断歩道は、視覚障害者が安全に渡れるよう、時間が長めに調整されています。

⑦ 身体障害者標識（色：青地に白）



1. 意味を知っている
2. 見たことはあるが、意味は知らなかった
3. 見たことがない

肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方は、その障害が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、この標識を表示して運転するよう努めなければなりません。この標識を付けた車両への幅寄せ等は禁止されています。

⑧ 聴覚障害者標識（色：緑地に黄）



1. 意味を知っている
2. 見たことはあるが、意味は知らなかった
3. 見たことがない

聴覚障害者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。聴覚に障害のある方でも、ワイドミラーの装着等を条件に普通免許に限って取得することが可能となりました。これにより免許を取得した方が普通自動車免許証を運転する場合は「聴覚障害者標識」を表示しなければなりません。この標識を付けた普通自動車への幅寄せ等は禁止されています。

⑨ ヘルプマーク（色：赤地に白）



1. 意味を知っている
2. 見たことはあるが、意味は知らなかった
3. 見たことがない

援助や配慮を必要としている方々が、そのことを周囲の方に知らせることができるマークです。ヘルプマークの対象者は、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていて、配布を希望する方々です。しかしながら、身体機能等に特に基準を設けているわけではありません。

○最後に ご意見等がありましたらご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

第四次市民福祉プラン策定に係る一般市民アンケート質問事項

回答方法:A(郵送による回答)

※イメージ

次ページの「A(郵送による回答)の仕方」に従い、ご回答いただいた調査票を、同封の返信用封筒に入れて、**10月〇〇日(〇)まで**にご投函ください。

回答方法:B(Webによる回答)

次ページの「B(Webによる回答)の仕方」に従い、インターネット上に用意してありますアンケート回答サイトから、**10月〇〇日(〇)まで**にご回答ください。

ユーザーID

パスワード

回答方法:A(郵送による回答)の仕方

- あて名のご本人がお答えください。記入については他の方をお願いされても結構です。
- お名前などの個人情報は記入しないでください。
- 黒のボールペン又は鉛筆でご記入ください。
- 回答は、設問ごとに【〇は1つ】、【〇は2つまで】、【〇は3つまで】、【〇はいくつでも】、【〇はそれぞれに1つ】と指定されていますので、指定されている数だけ、あてはまる選択肢の番号を〇で囲んでください。
- 「その他」を選択した場合と、問 1-1、問 2-1、問 3-1、問 35、問 36 には、具体的な内容をご記入ください。
- 最後まで記入いただき、返信用封筒に入れ、投函してください。

回答方法:B(Webによる回答)の仕方

- あて名のご本人がお答えください。操作については他の方をお願いされても結構です。
- Webによる回答は、普段お使いの機器(パソコン、スマートフォン、タブレットなど)のブラウザで、アンケート回答サイトから行っていただきます。
- アンケート回答サイトへは、右記の二次元コード、もしくは下記 URL からアクセスしてください。

<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/higashimatsuyama/survey/>



- アンケート回答サイトにアクセスすると、最初にユーザーIDとパスワードの入力画面が表示されますので、表紙に貼ってありますシールの文字列を入力してください。なお、このユーザーIDとパスワードは、重複回答を避けるためのものであり、回答者を特定するものではありません。
- 回答にあたっては、表示される指示に従って、必ず最後までお答えください。

対象者を20歳以上から18歳以上に変更したことに伴い選択肢を一部修正

6. 70 歲代以上

2. いない

8. その他 ()

7. その他 ()

問5 災害などのとき、あなたは障害のある人に対して何か支援ができると思いますか。(〇はいくつでも)

1. 地震や火事、豪雨など、災害がおきたことを知らせる
2. 安否確認を行う(無事であるか確かめる)
3. 避難の手助けをする
4. 避難の際に、声かけなどを行う
5. その他()
6. 何かできるとは思わない
7. わからない

問6 障害のある人が地域や社会により積極的に参加するために、特に大切なことは何だと思いますか。(主なもの〇は3つまで)

1. 障害のある人が参加しやすい地域活動やイベントなどの機会を増やすこと
2. 幼稚園、保育園、学校等で、障害のある人となない人がともに同じ場所で学ぶこと
3. 障害のある人が使いやすい場を整備すること
4. 移動が困難な人に配慮して、交通機関や道路を整備すること
5. 地域や社会が障害や障害のある人に対する理解を深めること
6. より多くのボランティアを育成すること
7. 障害者本人やその家族同士が協力しあうこと
8. その他(具体的に:)
9. 特にない

問7 障害のある人が地域でより安心して生活していくためには、何が必要だと思いますか。(主なもの〇は3つまで)

1. 市民が(地域住民が)、障害のある人について理解できるよう、学習や交流の機会をつくること
2. 市民に対して(地域住民に対して)広報などで障害や障害のある人について情報提供していくこと
3. 障害のある子どもがもっと普通の学校に通えるようにすること
4. 障害のある人が働くことのできる場をつくること
5. 障害のある人が行きたいところへ手軽に外出することができるようなまちづくりをすること
6. 障害のある人が、市や地域活動に積極的に参加できるよう体制を整えること
7. わからない
8. 特に必要ない
9. その他()

問8 障害に関連する言葉や用語、計画などをあなたはどれくらい知っていますか。
(ア～エにつき、それぞれ○は1つ)

	言葉の内容や特徴を知っている	名前は聞いたことがある	知らない
ア. 埼玉県思いやり駐車場制度 (パーキング・パーミット制度)	1	2	3
イ. 障害者差別解消法 (※)	1	2	3
ウ. 合理的配慮の提供	1	2	3
エ. 電話リレーサービス	1	2	3

※障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

当事者向けアンケートと表現を統一

問9 障害のある人に関係するマークについておたずねします。(○は1つ)

① 障害者のための国際シンボルマーク (色：青地に白)



1. 意味を知っている
2. 見たことはあるが、意味は知らなかった
3. 見たことがない

障害のある人々が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す世界共通の国際シンボルマークです。使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。なお、このマークは、すべての障害者を対象としたもので、とくに車イスを利用する障害者に限定し使用されるものではありません。マークの使用や著作権については、(財)日本障害者リハビリテーション協会が管理しています。

② 身体障害者補助犬啓発マーク (色：青)



1. 意味を知っている
2. 見たことはあるが、意味は知らなかった
3. 見たことがない

補助犬を啓発するために“補助犬”を受け入れる店の入り口などに貼るマークです。“補助犬”とは、身体障害者補助犬法で定められた「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」の3種類を言います。一般のペットとは異なり、他人に吠えないなど“補助犬”としての能力を認定された犬だけが“補助犬”と認められます。不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、受け入れが義務づけられています。このほかにも様々なデザインのシールが、補助犬受け入れの表示マークとして使われています。

③ 聴覚障害者シンボルマーク（色：緑）



1. 意味を知っている
2. 見たことはあるが、意味は知らなかった
3. 見たことがない

耳の不自由な方が、自分の耳が不自由であることを表すのに使用します。また、自治体、病院、銀行などがこのマークを掲示し、耳の不自由な方から申し出があれば必要な援助を行うという意思表示に用います。

④ オストメイトマーク（色：黒地に白）



1. 意味を知っている
2. 見たことはあるが、意味は知らなかった
3. 見たことがない

オストメイト（人工肛門・人工膀胱（ぼうこう）を保有する方）を示すマークで、日本オストメイト協会が提唱しています。オストメイト対応であることを示すために、トイレの入口に表示するものです。なお、「オストメイト対応トイレ」とは、排泄物の処理、腹部の人工肛門周辺皮膚やストマ用装具の洗浄などができる配慮がされているトイレです。

⑤ 「ハート・プラス」マーク（色：青地に白、ハートと十字は赤）



1. 意味を知っている
2. 見たことはあるが、意味は知らなかった
3. 見たことがない

心臓疾患などの内部障害があることを示すシンボルマークで、ハートプラスの会が提唱しています。身体に「内部障害・内部疾患」というハンディキャップがあっても、外観からは判らないため、「内部障害者」は、まだ社会に十分に理解されていません。電車の中や職場、スーパーなどいろいろな場所で、「辛い、しんどい」と声に出せず我慢している人がいます。そのような方々の存在を視覚的に示し、理解の第一歩とするため広く利用を呼びかけています。

⑥ 盲人を表示する国際マーク（色：青地に白）



1. 意味を知っている
2. 見たことはあるが、意味は知らなかった
3. 見たことがない

世界盲人連合（WBU）が定めた世界共通の国際シンボルマークです。WBUでは『このマークを手紙や雑誌の冒頭に、あるいは歩行用に自由に使用してよい。色はすべて青にしなければならない』としています。このマークが付いた歩行者用信号ボタンのある横断歩道は、視覚障害者が安全に渡れるよう、時間が長めに調整されています。

⑦ 身体障害者標識（色：青地に白）



1. 意味を知っている
2. 見たことはあるが、意味は知らなかった
3. 見たことがない

肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方は、その障害が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、この標識を表示して運転するよう努めなければなりません。この標識を付けた車両への幅寄せ等は禁止されています。

⑧ 聴覚障害者標識（色：緑地に黄）



1. 意味を知っている
2. 見たことはあるが、意味は知らなかった
3. 見たことがない

聴覚障害者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。聴覚に障害のある方でも、ワイドミラーの装着等を条件に普通免許に限り取得することが可能となりました。これにより免許を取得した方が普通自動車免許証を運転する場合は「聴覚障害者標識」を表示しなければなりません。この標識を付けた普通自動車への幅寄せ等は禁止されています。

⑨ ヘルプマーク（色：赤地に白）



1. 意味を知っている
2. 見たことはあるが、意味は知らなかった
3. 見たことがない

援助や配慮を必要としている方々が、そのことを周囲の方に知らせることができるマークです。ヘルプマークの対象者は、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていて、配布を希望する方々です。しかしながら、身体機能等に特に基準を設けているわけではありません。

○最後に ご意見等がありましたらご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

<R7アンケート調査対象者構成（案）>

資料 8

1、方針

各障害の各年代から調査が行えるよう、それぞれから一定数を抽出する。ただし、18歳未満の者は全員に調査を行う。

対象者1,000人

- ・東松山市における在宅の障害児・者及び難病患者
- ・東松山市が援護の実施者となっている障害児・者

2、R5 障害ごとの年代別の手帳所持者数（令和5年5月9日現在） ※市外住所者は除く

	0-17	18-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70以上	合計
身体	37	69	70	142	277	405	1592	2592
療育	149	194	141	114	101	28	23	750
精神	13	118	160	197	230	130	111	959
合計	199	381	371	453	608	563	1726	4301

3、R5 アンケート調査対象者

	0-17	18-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70以上	合計
身体	37	42	43	46	51	51	56	326
療育	139	49	47	44	45	28	23	375
精神	13	44	48	48	50	44	52	299
合計	189	135	138	138	146	123	131	1000

4、R5アンケート回収結果

		上段:件数 下段:比率				
		0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上	無回答 合計
全体		98 17.7%	128 23.1%	192 34.6%	110 19.8%	27 4.9% 555 100.0%
障害 種 別	身体障害	18 7.9%	46 20.1%	84 36.7%	69 30.1%	12 5.2% 229 100.0%
	知的障害	72 32.1%	66 29.5%	61 27.2%	21 9.4%	4 1.8% 224 100.0%
	精神障害	9 6.5%	37 26.8%	65 47.1%	24 17.4%	3 2.2% 138 100.0%
	指定難病・小児 慢性特定疾病	10 50.0%	2 10.0%	5 25.0%	2 10.0%	1 5.0% 20 100.0%
	高次脳機能障害	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0% 2 100.0%
	発達障害	16 48.5%	13 39.4%	4 12.1%	0 0.0%	0 0.0% 33 100.0%

5、R7 アンケート対象者構成案（該当者に対する抽出割合）

- ・R5同様の構成を基本としつつ、18～39歳の割合を上げ、50～69歳の割合を下げる

	0-17	18-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70以上
身体	100.0	60.9	61.4	32.4	18.4	12.6	3.5
療育 ※重複所持者除く	93.3	25.3	33.3	38.6	44.6	100.0	100.0
精神	100.0	37.3	30.0	24.4	21.7	33.8	46.8

割合を高くする

割合を低くする

障害福祉サービス事業所調査シート

資料 9

～ 調査へのご協力をお願い ～

日ごろから本市の障害者施策にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

東松山市では現在、令和9年度から令和18年度までの10年間を計画期間とする、第四次市民福祉プランの策定に取り組んでいます。

この調査は、障害福祉サービス事業所の皆様に現状と問題点、課題、今後の意向等を把握することで、計画策定の基礎資料を得ることを目的として実施するものです。

ご多用のところ恐縮に存じますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和7年 月 東松山市長 森田 光一

《記入方法》

空欄に回答をご記入ください。設問内容が貴事業所（者）にあてはまらない場合や、特に意見が無い場合には、その旨をご記入ください。

1 貴事業所（者）の概要についてお書きください。（令和7年4月1日時点）																																																	
法人名又は事業所名																																																	
職員数	10人未満 ・ 10～19人 ・ 20～29人 ・ 30人以上																																																
提供サービス ※あてはまるものすべてに ○	<table border="0"> <tr> <td>A</td> <td>児童発達支援</td> <td>【事業実施】</td> <td>1～4年／5～9年／10年以上</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>放課後等デイサービス</td> <td></td> <td>1～4年／5～9年／10年以上</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>特定相談支援</td> <td></td> <td>1～4年／5～9年／10年以上</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>就労移行支援</td> <td></td> <td>1～4年／5～9年／10年以上</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>就労継続支援（B型）</td> <td></td> <td>1～4年／5～9年／10年以上</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>生活介護</td> <td></td> <td>1～4年／5～9年／10年以上</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>入所支援</td> <td></td> <td>1～4年／5～9年／10年以上</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>共同生活援助</td> <td></td> <td>1～4年／5～9年／10年以上</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>短期入所</td> <td></td> <td>1～4年／5～9年／10年以上</td> </tr> <tr> <td>J</td> <td>居宅介護</td> <td></td> <td>1～4年／5～9年／10年以上</td> </tr> <tr> <td>K</td> <td>重度訪問介護</td> <td></td> <td>1～4年／5～9年／10年以上</td> </tr> <tr> <td>L</td> <td>行動援護</td> <td></td> <td>1～4年／5～9年／10年以上</td> </tr> </table>	A	児童発達支援	【事業実施】	1～4年／5～9年／10年以上	B	放課後等デイサービス		1～4年／5～9年／10年以上	C	特定相談支援		1～4年／5～9年／10年以上	D	就労移行支援		1～4年／5～9年／10年以上	E	就労継続支援（B型）		1～4年／5～9年／10年以上	F	生活介護		1～4年／5～9年／10年以上	G	入所支援		1～4年／5～9年／10年以上	H	共同生活援助		1～4年／5～9年／10年以上	I	短期入所		1～4年／5～9年／10年以上	J	居宅介護		1～4年／5～9年／10年以上	K	重度訪問介護		1～4年／5～9年／10年以上	L	行動援護		1～4年／5～9年／10年以上
A	児童発達支援	【事業実施】	1～4年／5～9年／10年以上																																														
B	放課後等デイサービス		1～4年／5～9年／10年以上																																														
C	特定相談支援		1～4年／5～9年／10年以上																																														
D	就労移行支援		1～4年／5～9年／10年以上																																														
E	就労継続支援（B型）		1～4年／5～9年／10年以上																																														
F	生活介護		1～4年／5～9年／10年以上																																														
G	入所支援		1～4年／5～9年／10年以上																																														
H	共同生活援助		1～4年／5～9年／10年以上																																														
I	短期入所		1～4年／5～9年／10年以上																																														
J	居宅介護		1～4年／5～9年／10年以上																																														
K	重度訪問介護		1～4年／5～9年／10年以上																																														
L	行動援護		1～4年／5～9年／10年以上																																														

本調査シートでは、法令用語を使用して「障害」と表記しています。

**2 障害福祉サービスを提供する上で、抱えている課題、困りごと等について
お書きください。**

例) C 相談員が足りない E 利用者が少ない J 時間帯によって受けられない場合がある

**3 利用者支援から感じる障害のある人やご家族の困りごとや課題等について
ご意見をお書きください。**

例) 親の高齢化により、今後の生活に不安を抱えている
介護保険サービスとの調整がうまくいっていない様子がる 等

4 事業所が運営していく上での課題について、お書きください。

例) 人材育成が進まない 離職者が多い 等

5 市の障害者施策等の課題やご意見をお書きください。

6 その他、何かあればお書きください。

7 ヒアリング（追加調査）の実施について

お答えいただきました内容について、追加調査としてヒアリングを実施させていただく場合がございます。その場合、ご協力の可否についてご記入願います。

ヒアリング調査（追加調査）への協力について

1 可能



2 辞退

※「可能」の場合、日程調整に係る連絡担当者

お名前：_____

ご回答ありがとうございました。

〇月〇日までに下記までお送りいただきますようお願い申し上げます。

提出先メールアドレス：fukushi@city.higashimatsuyama.lg.jp

調査シートへのご記入につきまして、ご不明な点などありましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

お問い合わせ

東松山市役所 健康福祉部 障害者福祉課

電話：0493-21-1452

ファックス：0493-24-6066

メール：fukushi@city.higashimatsuyama.lg.jp

■障害福祉サービス事業所に係るアンケート調査対象一覧

資料 10

※		※
対象		塗つぶしはサービス重複事業者・法人 事業所／法人／団体／機関名
障害福祉サービス事業所	児童発達支援・放課後等デイ	1 (有)オリエンタルモナコ
		2 (特非) 虹の会
		3 株縁グループ
		4 株クリオジャパン
		5 株コベル
		6 (社福) ルロワ
		7 株インクレウム
		8 ジーエフエヌ株
		9 (有) キックス
	特定相談支援	1 総合福祉エリア相談支援事業所
		2 西部・比企地域支援センター
		3 比企生活支援センター
		4 りあん相談支援センター
		5 指定特定相談支援事業所コアラ
		6 相談支援センター雑草
		7 相談支援室しんごう
		8 指定特定相談支援事業所
		9 リレーションシップセンター東松山
		10 オールウェイズ相談支援事業所
		11 相談支援事業所ドリーム
		12 青い鳥相談支援センター
	就労移行支援	1 就労支援センターZAC
	就労継続支援 (B型)	1 (社福) 雑草福祉会
		2 サン・フレッシュ・メイト事業所
		3 あんだんて
		4 ワークレッソンあーとの国
		5 オードリー
		6 リ・ハート
		7 株メガテラフーズ東松山第1事業所
		8 多機能型事業所FLEEK SQUAD
		9 ワークステップ
	生活介護	1 松の実
		2 アドヴァンス
		3 小規模多機能居宅介護事業所あすみーる
		4 ほりほく
		5 生活介護ともし
		6 ぼてーれ
		7 SMILE JAM
		8 第2雑草授産センター
		9 サン・フレッシュ・メイト事業所
		10 オードリー
		11 リ・ハート
		12 多機能型事業所FLEEK SQUAD
	入所支援	1 愛弘園
		2 あかつき園
		3 むさしの青年寮
	共同生活援助	1 社会福祉法人いずみ会
		2 社会福祉法人滑川珠美園
		3 社会福祉法人昴
		4 医療法人緑光会
		5 NPO法人サンフレッシュメイト (ソレイユ)
		6 株式会社クリード
		7 社会福祉法人常盤福祉会 (ときわ)
		8 一般社団法人社会福祉相談センター (あじさい)
		9 合同会社オリーブ (ひまわり)
		10 一般社団法人エミーツ (しんごう)
		11 有限会社ZEROファーム (グランカッサ)
		12 株式会社ソーシャルインクルー
		13 株式会社studioM. (まりぽんの家)
		14 合同会社T.K.G (メレンゲ)
		15 障害者グループホームななほし
		16 非営利型一般社団法人福祉事務所 (GHまるこ) ※R7. 2/1~
		17 (有) 博石堂 GHなか街 ※休止中
	短期入所	1 ショートステイ・すばる
		2 あじさい
		3 小規模多機能居宅介護事業所あすみーる
		4 グラン・カッサ
		5 クリド東松山SS
		6 短期入所東松山箭弓町
		7 ショートステイりんどう
		8 介護老人保健福祉施設東松山市総合福祉エリア
	居宅介護・重度訪問介護	1 おひさま介護サービス東松山
		2 ライフ居宅介護支援センター
		3 総合福祉エリアヘルパーステーション
		4 ファミリーサポートセンター昴 指定居宅介護等事業所
		5 ニチイケアセンター東松山
		6 けあびじょん東松山
		7 ヘルパーステーションコアラ
		8 ルース ケアサービス
		9 ヘルパーステーションあんの里
		10 訪問介護事業所悠YOUけあ
	行動援護	1 総合福祉エリアヘルパーステーション
		2 ファミリーサポートセンター昴 指定居宅介護等事業所
		3 ヘルパーステーションコアラ

当事者団体調査シート

資料 11

～ 調査へのご協力をお願い ～

日ごろから本市の障害者施策にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

東松山市では現在、令和9年度から令和18年度までの10年間を計画期間とする、第四次市民福祉プランの策定に取り組んでいます。

この調査は、当事者団体の皆様に現状の問題点や課題、今後の意向等を把握することで、計画改定の基礎資料を得ることを目的として実施するものです。

なお、本ヒアリングシートへの記載内容をもとに、後日ヒアリングを実施いたします。

ご多用のところ恐縮に存じますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和7年 月 東松山市長 森田 光一

《記入方法》

空欄に回答をご記入ください。設問内容が貴団体に当てはまらない場合や、特に意見が無い場合には、その旨をご記入ください。

1 貴団体の概要についてお書きください。(令和7年4月1日時点)			
団体名			
設立年(西暦)	年	会員数	人
対象者と主な活動内容 (特にアピールしたい点)			

本調査シートでは、法令用語を使用して「障害」と表記しています。

2 現在の障害福祉サービスで、課題と思うことやご意見をお書きください。

(気になること、何でも結構です)

3 障害福祉サービスで、あれば良いと思うサービスについてお書きください。

4 障害者に関する医療で、課題と思うことやご意見をお書きください。

5 障害者に関する就労や教育で、課題と思うことやご意見をお書きください。

6 障害者に関する災害対策等で、課題と思うことやご意見をお書きください。

7 東松山市の障害者施策等で、課題と思うことやご意見をお書きください。

8 その他、何かあればお書きください。

(困っていることなど、何でもお書きください)

9 ヒアリング（追加調査）の実施について

お答えいただきました内容について、追加調査としてヒアリングを実施させていただく場合がございます。その場合、ご協力の可否についてご記入願います。

ヒアリング調査（追加調査）への協力について

1 可能

2 辞退



※「可能」の場合、日程調整に係る連絡先

お名前：_____

連絡先（電話番号又はメールアドレス）_____

ご回答ありがとうございました。

同封いたしました封筒で送付いただきますようお願い申し上げます。

回答期限：令和7年 月 日

ご不明な点などありましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

お問い合わせ

東松山市役所 健康福祉部 障害者福祉課

〒355-8601 東松山市松葉町 1-1-58

電話：0493-21-1452

ファックス：0493-24-6066

関係団体・機関調査シート

～ 調査へのご協力のお願い ～

日ごろから本市の障害者施策にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

東松山市では現在、令和9年度から令和18年度までの10年間を計画期間とする、第四次市民福祉プランの策定に取り組んでいます。

この調査は、関係団体・関係機関の皆様には障害者施策の現状や問題点、課題、今後の意向等を把握することで、計画改定の基礎資料を得ることを目的として実施するものです。

ご多用のところ恐縮に存じますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和7年 月 東松山市長 森田 光一

調査票のデータ送付を希望される場合は、巻末の問合せアドレスへご連絡ください。

《記入方法》

空欄に回答をご記入ください。設問内容が貴団体に当てはまらない場合や、特に意見が無い場合には、その旨をご記入ください。

1 貴団体の概要についてお書きください。(令和7年4月1日時点)	
団体名 機関名	
所属人数	
対象者と主な 活動内容 (特にアピール したい点)	

本調査シートでは、法令用語を使用して「障害」と表記しています。

2 貴団体から見て、障害のある人への障害者施策に関する周知度はどのように考えますか。	
問 市の障害者施策の周知度はどのように考えますか。（1つに○） 1. （障害のある人に）十分周知されている 2. ある程度周知されている 3. あまり周知されていない 4. まったく周知されていない	左の質問に回答した上で、下の空欄にご意見をいただければ幸いです。
問 障害者施策の周知度が低いと考える理由は何ですか、ご自由に記載してください。	
（その他 気になること、疑問等何でも結構です）	

3 市の障害者施策等についてのご意見をお書きください。	
問 市の障害者施策について、満足していますか（1つに○） 1. 満足している 2. ある程度満足している 3. やや不満がある 4. 不満である	左の選択式の質問に該当する場所に○をつけた上で、下の空欄にご意見をいただければ幸いです。

4 障害者施策で、団体・機関として課題に感じていることについてお書きください。

5 障害のある人となない人が共に暮らすまちづくりのために、必要だと思うことについてお書きください。

6 その他、何かあればお書きください。

ご回答ありがとうございました。

同封いたしました封筒で送付いただきますようお願い申し上げます。

回答期限:令和7年 月 日

ご不明な点などありましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

お問い合わせ

東松山市役所 健康福祉部 障害者福祉課 小松・金子
〒355-8601 東松山市松葉町 1-1-58
電話 : 0493-21-1452
ファックス : 0493-24-6066
メール : fukushi@city.higashimatsuyama.lg.jp

特別支援学校調査シート

～ 調査へのご協力のお願い ～

日ごろから本市の障害者施策にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

東松山市では現在、令和9年度から令和18年度までの10年間を計画期間とする、第四次市民福祉プランの策定に取り組んでいます。

この調査は、特別支援学校を対象に、現状の問題点、課題、今後の意向等を把握することで、計画改定の基礎資料を得ることを目的として実施するものです。

ご多用のところ恐縮に存じますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和7年 月 東松山市長 森田 光一

《記入方法》

空欄に回答をご記入ください。設問内容が貴校にあてはまらない場合や、特に意見が無い場合には、その旨をご記入ください。

1 貴校の概要についてお書きください。(令和7年4月1日時点)					
名 称	・ 埼玉県立東松山特別支援学校 ・ 埼玉県立川島ひばりが丘特別支援学校				
児童・生徒数	全体 ＜内訳＞	人			
	初等部	人	中等部	人	高等部 人
主な対象者	・ 身体 ・ 知的 ・ 精神 ・ 発達障害 ・ その他				

本調査シートでは、法令用語を使用して「障害」と表記しています。

2 貴校での課題やご意見についてお書きください。

(保護者のことを含め、何でも結構です)

**3 その他障害福祉サービスで、課題、問題があると考えられる
サービス等についてお書きください。**

(気になること、疑問等何でも結構です)

4 障害福祉サービスで、あれば良いと思うサービスについてお書きください。

5 市の障害者施策等で、課題やご意見をお書きください。

6 その他、何かあればお書きください。

(困っていることなど、何でもお書きください)

ご回答ありがとうございました。

下記アドレスへメールで送付いただきますようお願い申し上げます。

回答期限:令和7年 月 日

調査シートへのご記入につきまして、ご不明な点などありましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

お問い合わせ

東松山市役所 健康福祉部 障害者福祉課 小松・金子

〒355-8601 東松山市松葉町 1-1-58

電話 : 0493-21-1452

ファックス : 0493-24-6066

メール : fukushi@city.higashimatsuyama.lg.jp

雇用事業者調査シート

資料 1 4

～ 調査へのご協力をお願い ～

日ごろから本市の障害者施策にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

東松山市では現在、令和9年度から令和18年度までの10年間を計画期間とする、第四次市民福祉プランの策定に取り組んでいます。

この調査は、障害者の雇用を積極的に実施している特例子会社と一般企業の皆様のご意見を把握することで、計画策定の基礎資料を得ることを目的として実施するものです。

ご多用のところ恐縮に存じますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和7年 月 東松山市長 森田 光一

回答方法:A(郵送による回答)

次ページの「A(郵送による回答)の仕方」に従い、ご回答いただいた調査票を、同封の返信用封筒に入れて、**10月〇〇日(〇)まで**にご投函ください。

回答方法:B(Webによる回答)

次ページの「B(Webによる回答)の仕方」に従い、インターネット上に用意してありますアンケート回答サイトから、**10月〇〇日(〇)まで**にご回答ください。

ユーザーID

パスワード

回答方法:A(郵送による回答)の仕方

- あて名のご本人がお答えください。記入については他の方をお願いされても結構です。
- お名前などの個人情報記入しないでください。
- 黒のボールペン又は鉛筆で記入ください。
- 回答は、設問ごとに【〇は1つ】、【〇は2つまで】、【〇は3つまで】、【〇はいくつでも】、【〇はそれぞれに1つ】と指定されていますので、指定されている数だけ、あてはまる選択肢の番号を〇で囲んでください。
- 「その他」を選択した場合と、問 1-1、問 2-1、問 3-1、問 35、問 36 には、具体的な内容をご記入ください。
- 最後まで記入いただき、返信用封筒に入れ、投函してください。

回答方法:B(Web による回答)の仕方

- あて名のご本人がお答えください。操作については他の方をお願いされても結構です。
- Web による回答は、普段お使いの機器（パソコン、スマートフォン、タブレットなど）のブラウザで、アンケート回答サイトから行っていただきます。
- アンケート回答サイトへは、右記の二次元コード、もしくは下記 URL からアクセスしてください。

<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/higashimatsuyama/survey/>



- アンケート回答サイトにアクセスすると、最初にユーザーIDとパスワードの入力画面が表示されますので、表紙に貼ってありますシールの文字列を入力してください。なお、このユーザーIDとパスワードは、重複回答を避けるためのものであり、回答者を特定するものではありません。
- 回答にあたっては、表示される指示に従って、必ず最後までお答えください。

《記入方法》

空欄に回答をご記入ください。設問内容が貴社にあてはまらない場合や、特に意見が無い場合には、その旨をご記入ください。

1 貴社の概要についてお書きください。（令和7年4月1日時点）

社名			
設立年（西暦）	年	従業員数	人
障害者を雇用している人数	全体 ＜内訳＞ 正社員 パート・アルバイト	人 人 人	契約社員 その他 人 人
主な事業内容 （特にアピール したい点）			

本調査シートでは、法令用語を使用して「障害」と表記しています。

2 貴社では、主にどのような障害種別の人を雇用していますか。

(身体障害、知的障害など、主に雇用している障害種別を記載してください)

3 障害者を雇用するために、貴社が工夫していることなどをお書きください。

(勤務体系、勤務時間等、何でも結構です)

4 障害者を雇用していく上で、問題点、課題と思うことをお書きください。

(気になること、何でも結構です)

5 障害者が企業などで働くためには、どのような知識やスキルを身につけておくことが望ましいと考えていますか。

6 貴社では、今後、障害者雇用についてどのようにしていきたいと考えていますか？

7 東松山市の障害者施策等で、課題と思うことやご意見をお書きください。

8 その他、何かあればお書きください。

(困っていることなど、何でもお書きください)

ご回答ありがとうございました。

回答期限:令和7年 月 日

調査シートへのご記入につきまして、ご不明な点などありましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

お問い合わせ

東松山市役所 健康福祉部 障害者福祉課 小松・金子

〒355-8601 東松山市松葉町 1-1-58

電話 : 0493-21-1452

ファックス : 0493-24-6066

■基礎調査対象企業一覧（東松山市内障害者雇用企業）						資料 1 5
	企業名	地区名	郵便番号	住所	電話番号	本社
1	アートチャイルドケア株式会社 東松山市立いちのかわ保育園	東松山市内	355-0018	埼玉県東松山市松山町1-13-49	0493-23-1150	東京都
2	伊田テクノス株式会社	東松山市内	355-0014	埼玉県東松山市松本町2-1-1	0493-22-1171	東松山市
3	株式会社伊藤園 東松山支店	東松山市内	355-0002	埼玉県東松山市東平2447-4	0493-36-3311	東京都
4	株式会社ウィズウェストジャパン	東松山市内	355-0062	埼玉県東松山市大字西本宿2400-1	0493-35-4162	さいたま市
5	株式会社 エム・エル・エス	東松山市内	355-0071	埼玉県東松山市新郷83-1	0493-27-1777	東松山市
6	株式会社王将ハートフル	東松山市内	355-0071	埼玉県東松山市新郷404	0774-41-1106	京都府
7	カインズ東松山高坂店	東松山市内	355-0048	埼玉県東松山市あずま町3-1	0493-35-2000	本庄市
8	株式会社 いっちょう	東松山市内	355-0034	埼玉県東松山市柏崎410	0493-21-1278	群馬県
9	株式会社魚国総本社	東松山市内	355-0047	埼玉県東松山市高坂1916-1 高坂カントリークラブ内	03-3545-2831	大阪府
10	株式会社エービーシー・マート	東松山市内	355-0048	埼玉県東松山市あずま町4-3	0493-31-0091	東京都
11	株式会社トーコー 埼玉工場	東松山市内	355-0009	埼玉県東松山市仲田町 1	0493-59-9915	奈良県
12	株式会社日本ヒューマンサポート	東松山市内	355-0036	埼玉県東松山市下野本1466-1	0493-27-8500	春日部市
13	株式会社松屋フーズ 東松山店	東松山市内	355-0028	埼玉県東松山市箭弓町1-12-8大谷ビル	080-5928-0862	東京都
14	株式会社ヤオコー ヤオコーデリカ生鮮センター	東松山市内	355-0067	埼玉県東松山市坂東山5番地	0493-31-0355	川越市
15	財団法人埼玉県公園緑地協会 こども動物自然公園管理事務所	東松山市内	355-0065	埼玉県東松山市岩殿554	0493-35-1234	さいたま市
16	埼玉中央農業協同組合吉見農産物直売所	東松山市内	335-0137	埼玉県比企郡吉見町大字久保田1762-1	0493-54-8727	さいたま市
17	佐川グローバルロジスティクス株式会社 関越エリア東松山SRC	東松山市内	355-0000	埼玉県東松山市坂東坂 1 番地	0493-31-0300	東京都
18	社団法人 東松山医師会病院	東松山市内	355-0021	埼玉県東松山市新明町1-15-10	0493-22-2822	東松山市
19	株式会社ビバホーム スーパービバホーム東松山モール店	東松山市内	355-0021	埼玉県東松山市神明町2丁目11番6号	0493-21-3211	さいたま市
20	株式会社すかいらく	東松山市内	355-0071	埼玉県東松山市新郷88-37		東京都
21	高坂カントリークラブ	東松山市内	355-0047	埼玉県東松山市高坂1916-1	0493-34-3311	東松山市
22	電成興業株式会社 埼玉工場	東松山市内	355-0002	埼玉県東松山市東平1748	0493-39-1501	東京都
23	野口精機株式会社	東松山市内	355-0071	埼玉県東松山市新郷576-1	0493-24-3845	東松山市
24	株式会社浜屋	東松山市内	355-0076	埼玉県東松山市大字下唐子	0493-24-5345	東松山市
25	株式会社バンテックイースト東松山物流センター	東松山市内	355-0204	埼玉県東松山市石橋955番地	0493-56-6048	滑川町
26	東松山紙器工業株式会社第二工場	東松山市内	355-0025	埼玉県東松山市幸町15-11	0493-24-2441	滑川町
27	株式会社ビックカメラ 物流部東松山センター	東松山市内	355-0071	埼玉県東松山市新郷481-1	0493-21-0200	東京都
28	株式会社ビックロジサービス（旧 ジェービーエス）	東松山市内	355-0071	埼玉県東松山市新郷481-1	0493-21-0200	戸田市
29	株式会社ベルク 東松山新郷店	東松山市内	355-0071	埼玉県東松山市新郷49-1	0493-21-2700	鶴ヶ島市
30	株式会社ベルク 砂田町店	東松山市内	355-0019	埼玉県東松山市砂田町16-7	0493-25-0666	鶴ヶ島市
31	ボッシュ株式会社	東松山市内	355-8603	埼玉県東松山市箭弓町3-13-26	0493-21-6202	東京都
32	株式会社丸山製作所	東松山市内	355-0071	埼玉県東松山市新郷88-41東松山工業団地	0493-24-2455	東京都
33	株式会社ヤオコー東松山シルビア店	東松山市内	355-0017	埼玉県東松山市松葉町4-3-18	0493-27-6811	川越市
34	株式会社ヤオコー 東松山新宿町店	東松山市内	355-0032	埼玉県東松山市新宿町 1 7-1	0493-27-3211	川越市
35	株式会社ヤオコーハーモニー	東松山市内	355-0067	埼玉県東松山市坂東山5番地	0493-55-2000	東松山市
36	ヤマト運輸株式会社東松山主管	東松山市内	355-0072	埼玉県東松山市大字石橋字雉子山729-1	0493-25-1541	東京都
37	株式会社山本製作所	東松山市内	355-0071	埼玉県東松山市新郷88-26	0493-23-9021	東松山市
38	株式会社ユーズドネット	東松山市内	355-0076	埼玉県東松山市大字下唐子1377	0493-27-4302	東松山市
39	株式会社リクルートスタッフィングクラフツ東松山事業所	東松山市内	355-0037	埼玉県東松山市若松町2-3	0493-21-0190	東京都

ヒアリングにあたって

- このたびのヒアリングは、障害者計画を策定するにあたって、当事者の現状やニーズをお聞きするためにお願ひするものです。
- ヒアリングの所要時間は概ね 60 分程度の予定です。
- ヒアリングには、市役所障害者福祉課の職員（2 人）が伺い、こちらからのご質問にお答えいただく形で進めさせていただく予定です。
- お聞きした内容は、計画づくりの資料として活用させていただきますが、個人の秘密が守られるよう十分配慮させていただきます。

ヒアリングの当日お聞きしたいことは、概ね次のとおりです。

1. 現在、障害サービスを利用して、何か困ったことはありますか。
2. 地域で生活していて、地域の理解や差別等で困ったことがありますか。
3. 仕事や学校について、何か困ったことがありますか。
4. 医療について、何か困ったことがありますか。
5. 今後の生活について、心配なことや不安なことはありますか。
6. 災害等を想定した際に、心配なことや不安なことはありますか。
7. 市の障害者施策等について、何かありますか。
8. その他

■当事者ヒアリング調査実施対象者

(身体・知的・精神のそれぞれで在宅・GHの人各1人
・20～40代)

資料 17

		性別	年齢	等級	種別	居住市町村
身体	在宅	女	37	2級	肢体不自由	東松山市
	グループホーム	男	25	1級	肢体不自由 ・ぼう直・視力	市外
療育	在宅 ※双子兩人	女	40	B		東松山市
	グループホーム	男	34	C		東松山市
精神	在宅	女	37	2級	気分（感情）障害	東松山市
	グループホーム	男	31	3級	心理発達障害 社交不安障害	市外

■市民福祉プラン基本理念の経緯と第四次市民福祉プランの案

【市民福祉プラン（平成10年度～19年度）】

ともに生き、暮らし分け合う、安心・自立のまちづくり

【第二次市民福祉プラン（平成19年度～平成28年度）】

ともに暮らすまち 東松山の実現

【第二次市民福祉プラン後期計画（平成24年度～平成28年度）】

ともに暮らし互いに支え合うまち東松山の実現

【第三次市民福祉プラン（平成29年度～令和8年度）】

認め合い、支え合い、ともに暮らすまち 東松山の推進

～すべての人が主人公になるまちを目指して～

案

【第四次市民福祉プラン（令和9年度～令和18年度）】

- ・ともに認め合い 誰もが安心して 暮らせるまち 東松山の推進
- ・認め合い 誰もが安心して 暮らせる共生のまち 東松山の推進
- ・ともに暮らす 安心と自立のまち 東松山の推進

「ともに（暮らす）」 地域移行、社会参加、サービス提供・受け皿の確保、地域の支え合い、インクルーシブ
 「認め合い」 差別解消、合理的配慮の推進、建設的対話、意思決定支援、理解促進
 「誰もが」 障害のあるなしに関わらず（全市民）、家族支援、多様な障害（強行・医ケア・発達障害等）
 「安心して」 親亡き後、障害の重度化・高齢化、災害時対応、育ちや学びに係る保護者の不安、相談支援の充実、ライフステージや希望に応じて支援が受けられること、何度でもチャレンジできること
 「自立と安心」 必要な人に必要なタイミングで適切な支援を受けられること、何度でもチャレンジできること、リスクは誰しもあるが過度な不安のないよう、本人の希望を尊重する、相談支援や関係機関の連携の充実、重層的支援、
 「推進」 地域の体制づくり、関係機関の連携強化、重層的支援、多様化・複雑化するケースへの対応、将来への期待と可能性を込めて

※参考

＜第二次東松山市地域福祉計画（令和2年度～令和6年度）＞

地域で支え合う 笑顔で暮らせるまち 東松山

＜第三次東松山市地域福祉計画（令和7年度～令和11年度）＞

地域で支え合い 自分らしく暮らせるまち 東松山

＜第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）＞

いつまでも自分らしく安心して暮らせるまち 東松山の実現

＜第五次東松山総合計画（平成28年度～令和7年度）＞

みんなが笑顔 チャンスあふれる安心で安全なまちづくり